

ますな

VOL.140

目次

令和3年5月1日号

- P2 ■玉名市社会福祉協議会事業計画
- P3 ■玉名市社会福祉協議会予算
 - たまなファミリーサポートセンター地域リーダー紹介
- P4 ■日本赤十字社会員募集
- P5 ■社会福祉協議会会員募集
- P6 ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みのみなさまへ緊急貸付に関するご案内
- P7 ■ゆとりーむのプール利用について
- P8 ■善意の寄附のご案内
 - 民生委員の日

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp
U R L <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。



令和3年度事業計画

社会福祉協議会は、令和元年度からの4カ年計画として策定した「第3期玉名市地域福祉活動計画」で掲げた重点目標である「地域でつながる人と場づくり」「生活を支える体制づくり」「支え合いと助け合いの地域づくり」を進め「誰もが安心して暮らすことのできるふくしのまちづくり」を目指し、各事業に積極的に取り組んでいきます。

重点目標1 地域でつながる人と場づくり

- | | |
|---|-----------------------------|
| (1) 発達障害児子育て学習支援事業 | (11) 救急法等の講習活動 |
| (2) 高齢者ふれあい事業
①ふれあい会 ②あいあい交流会 | (12) 手話体験教室 |
| (3) ふれあいいきいきサロン推進事業 | (13) 地域福祉団体合同研修会 |
| (4) 福祉まつり
①岱明福祉まつり ②横島ふれあい福祉まつり ③天水福祉まつり | (14) 福祉功労者表彰 |
| (5) ワークキャンプ事業 | (15) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉 |
| (6) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉 | (16) ボランティア情報誌発行事業 |
| (7) 地域子育て支援拠点事業〈市受託事業〉 | (17) 福祉団体等との連携と活動支援 |
| (8) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉 | (18) 福祉協力校事業 |
| (9) 総合的な学習の支援 | (19) 特別支援学級への助成 |
| (10) 福祉現場実習の受入れ | (20) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業 |
| | (21) ちびっこ広場遊具の修理 |
| | (22) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉 |

重点目標2 生活を支える体制づくり

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 広報誌発行事業 | (15) 通所介護事業 |
| (2) ホームページの管理運営 | (16) 居宅介護・重度訪問介護事業 |
| (3) 心配ごと相談事業 | (17) 障害者移動支援事業〈市受託事業〉 |
| (4) 無料法律相談事業 | (18) ふれあい援助事業
①ふれあいサービス ②ふれあいデイ |
| (5) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉 | (19) 男性シルバー料理教室
①シルバー料理教室 ②シルバー料理サロン |
| (6) 認知症施策総合推進事業〈市受託事業〉 | (20) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉 |
| (7) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営 | (21) 地域福祉権利擁護事業 |
| (8) 夏休み子どもデイサービス事業 | (22) 安心生活支援事業 |
| (9) 外出支援サービス事業〈市受託事業〉 | (23) 法人後見事業 |
| (10) 高齢者水中ウォーク〈市受託事業〉 | (24) 緊急援護資金貸付事業 |
| (11) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉 | (25) 生活福祉資金貸付事業 |
| (12) 福祉機器等貸出事業
①福祉機器貸出 ②備品貸出 | (26) 福祉金庫貸付事業 |
| (13) 居宅介護支援事業 | (27) 高額療養費等貸付事業 |
| (14) 訪問介護事業 | |

重点目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

- (1) ふれあいネットワーク事業
- (2) 福祉協力員設置事業
- (3) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉
- (4) 地域生活支援活動推進事業
- (5) 災害ボランティアセンター機能強化事業

その他の事業 (重点目標以外の事業)

- (1) 理事会・評議員会運営
- (2) 福祉審議会運営
- (3) 地域福祉活動計画の評価と改善
- (4) 社協発展・強化計画の評価と改善
- (5) 社協会員募集事業
- (6) 共同募金運動への協力
- (7) 日赤会員募集への協力

令和3年度予算

■社会福祉事業(社協活動拠点区分)

収入の部 (単位:千円)	
会費	7,013
寄附金	5,906
経常経費補助金	107,337
受託金	164,389
事業	35,586
資金貸付事業	2,056
介護保険事業	53,187
障害福祉サービス事業	18,962
受取利息配当金	1,118
その他の収入	22,197
サービス区分間繰入金	1,242
積立資金取崩	5,504
前期未支払資金残高	11,555
合計	436,052

支出の部 (単位:千円)	
人件費	258,279
事業費	91,537
事務費	58,407
貸付事業	2,040
助成金	8,708
固定資産取得	2,260
積立資産	2,681
サービス区分間繰入金	1,242
その他の支出	10,898
合計	436,052

■公益事業(包括支援センター拠点区分)

収入の部 (単位:千円)	
受託金	76,154
介護保険事業	15,600
その他の収入	0
合計	91,754

支出の部 (単位:千円)	
人件費	73,322
事業費	7,370
事務費	5,600
その他の支出	5,462
合計	91,754

たまなファミリーサポートセンター

地域住民の相互援助活動で子育てを応援します



令和3年度地域リーダーのご紹介

(左より)

- 山村 千果さん (担当地区: 玉名町・大浜・天水)
- 迫丸 友美さん (担当地区: 玉陵・横島)
- 植尾 早苗さん (担当地区: 岱明・滑石)
- 金本 貴子さん (担当地区: 玉名町・伊倉・八嘉・豊水)
- 岩井友香里さん (担当地区: 築山)

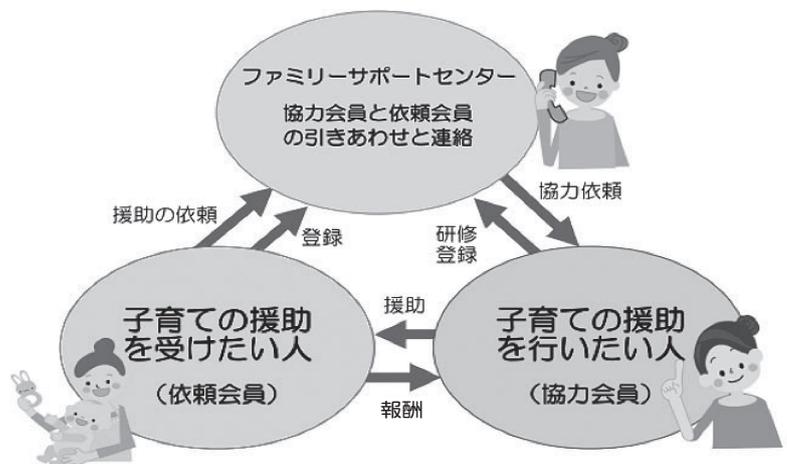
ファミリーサポートセンターは育児の「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(協力会員)」を結ぶ会員組織です。

- ご利用には事前の登録が必要です。
- 協力会員として活動するためには養成講座を受講する必要があります。

援助の対象は

生後3ヶ月以上の乳幼児から小学校6年生までとなります。

※玉名市では、第3子以降2時間無料・一人親ご家庭は半額の助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先

玉名市社会福祉協議会 たまなファミリーサポートセンター
玉名市岩崎88-4 玉名市福祉センター内 ☎0968-73-1151

日本赤十字社の活動にご支援とご協力をお願いします。



日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を掲げて、国内外の様々な活動を展開しています。

日本赤十字社が行う国内外における自然災害救援活動、武力紛争による難民支援や復興支援、健康で安全な生活をすすめるための知識・技術の普及、ボランティア組織による赤十字奉仕団活動などの事業は会員の皆様からお寄せいただいた会費によって支えられております。

日本赤十字社の会員とは

日本赤十字社の会員とは、赤十字の人道的な活動に賛同し、目安として毎年 500 円以上の資金協力(会費納入)をしていただく方のことで、個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。

なかでも、年会費 2,000 円以上をご協力の方には、ご希望により、日本赤十字社の運営参画の支援者(日本赤十字社法上の「社員」)として登録させていただき、併せて赤十字活動の機関紙等を送付いたします。ご希望される方は、日本赤十字社玉名市地区までご相談ください。

あなたの街の赤十字

いざという時に、助け合える社会にしたいから。人が人を想う気持ちをチカラに変えて、赤十字は「安全・安心」な社会づくりに貢献します。

- ボランティアと共に 救急法等を普及 (心肺蘇生, AED等)
- 防災セミナー (取巻手回, 搬送他)
- 防災教材の開発
- 救護訓練
- 救護物資の備蓄 (緊急セット/安眠セット/毛布)
- ボランティアと共に 必要な物資を準備
- 陸、海、空、様々な手段で被災地へ!
- 救護物資の配付
- 救護所の設置、治療、巡回診療、薬の処方
- ボランティアによる 避難所での炊き出し
- 見回りと声かけ
- 健康体操の実施
- 段ボールベッド設置
- 給水所の設置
- 保健・衛生管理
- 被災された方々を 心理的・社会的に サポート

日本赤十字社熊本県支部

私たちの熊本

安心して暮らせる社会のために

日本赤十字社に ご協力をお願いします

- 学生による ボランティア活動
- 気づき、考え、実行する
- 献血
- 血液の供給
- 地域での医療提供

日本赤十字社玉名市地区 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内

- 玉名地区 (玉名市福祉センター内) TEL71-0080
- 岱明地区 (岱明ふれあい健康センター内) TEL57-4141
- 横島地区 (横島総合保健福祉センター内) TEL84-2228
- 天水地区 (天水市民センター内) TEL82-3737

令和3年度 社協会員募集

社会福祉協議会会員の募集にご協力お願いいたします

日頃より社会福祉協議会の事業推進にあたり、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

社会福祉協議会では、市民の皆様の幅広いニーズに応えるために地域福祉事業として、子育て支援事業、介護保険事業、低所得者世帯への資金貸付事業、福祉機器の貸出事業、福祉教育事業、そして権利擁護事業等の様々な事業を実施しています。

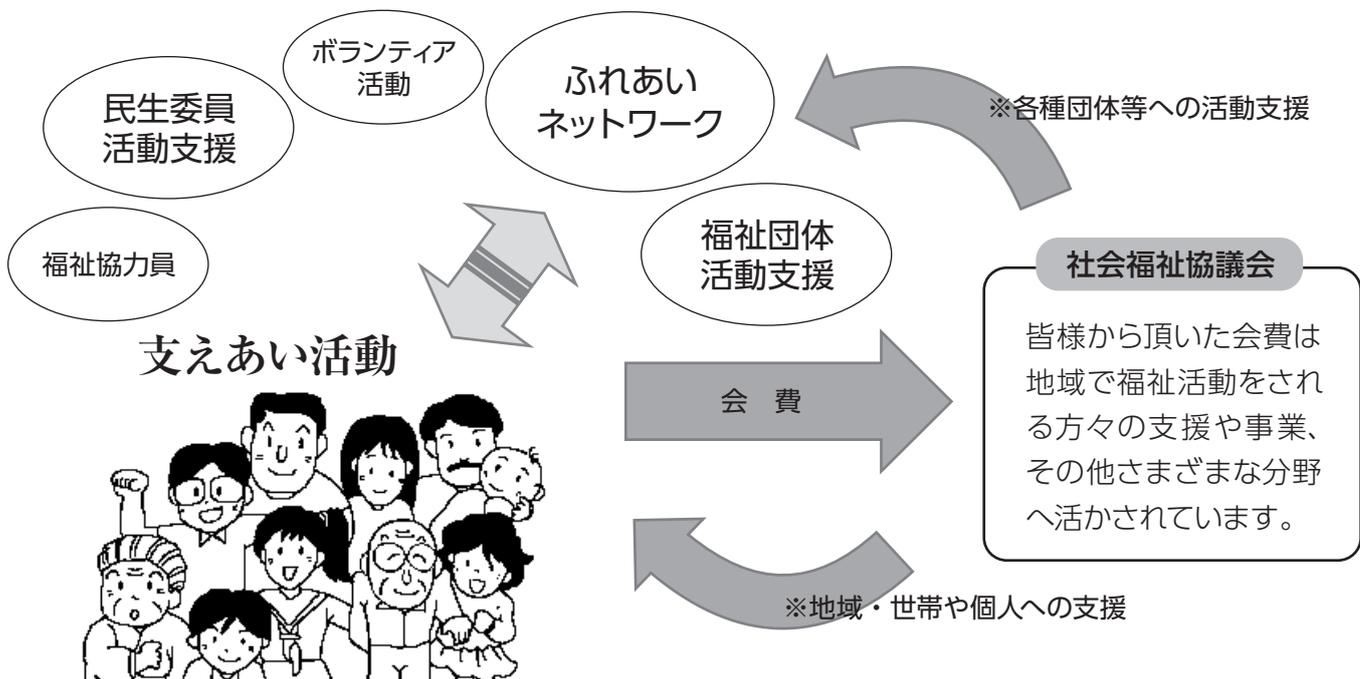
少子高齢化の進行・人口減少や景気の低迷など私たちを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、こうした中、さらに複雑多様化する福祉ニーズへの的確な対応が望まれ、それに応えるサービスの開発・実施のため、多くの財源の確保が必要となっています。

皆様から寄せられる「社協会費」は、玉名市民が相互に支え合うネットワークづくり等の必要なサービスを実施するための貴重な財源となります。是非、玉名市社会福祉協議会の地域福祉活動にご賛同いただき、玉名市の福祉推進のため、社協会員へのご加入をお願いします。

募集方法等については行政区で異なりますので、会員への加入をご希望の方は玉名市社会福祉協議会（Tel: 71-0080）へお尋ねください。

社協会費種類【年額】

特別会員（1口）	10,000 円以上
賛助会員（1口）	1,000 円以上
一般会員（1世帯）	500 円



【事業のご紹介】

●ふれあいネットワーク（校区社協）活動助成

地域の代表及び団体で組織化された校区等を単位として、会費の最大70%の活動費の助成をします。このネットワークにより地域間の連絡調整、見守り活動及び地域の交流活動を促します。

●福祉協力員設置事業

地域ボランティアとして行政区ごとに50世帯あたりに1人を基本に設置します。

●各種事業

福祉機器（介護ベッド等）貸出し・成年後見センター・地域福祉団体合同研修会・ちびっ子広場遊具の修理 等

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内

受付期間延長

令和3年
6月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金や生活再建までの資金の貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

緊急小口資金

●貸付上限額	20万円以内
●据置期間	1年以内
●償還期限	2年以内

総合支援資金

●貸付上限額	2人以上世帯	月20万円以内
	単身世帯	月15万円以内
●貸付期間		原則3か月以内
●据置期間		1年以内
●償還期限		10年以内

■貸付利子／無利子 ■保証人／不要

■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3か月以内)
- ②身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- ③申込者の預金通帳及び印鑑(総合支援資金は実印)
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類
失業の場合…雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し
廃業の場合…個人事業の廃業届出の写し
減収の場合…収入が減少したことがわかる書類の写し

■貸付金の交付方法

各資金の申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

○緊急小口資金：10日程度 ○総合支援資金：14日程度

■借入申込方法

①窓口での借入申込

必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。

○相談申込受付時間：午前10時～午後4時(土日祝日を除く)

②郵送による借入申込

熊本県社会福祉協議会ホームページ(www.fukushi-kumamoto.or.jp/)から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先 〒865-0016 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

特例貸付に関する相談コールセンター

各都道府県の社会福祉協議会では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。この特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉

0120-46-1999 受付時間／9:00～21:00(土日・祝日を含む)

今回の生活福祉資金特例貸付につきましては、対象者の緩和や手続きの簡素化が随時行われています。そのため、当初は対象外とされた方も対象となっておられる場合がございます。大変申し訳ございませんが、随時ご相談いただきご確認をお願いします。

横島総合保健福祉センターゆとりーむ プールのご利用方法について

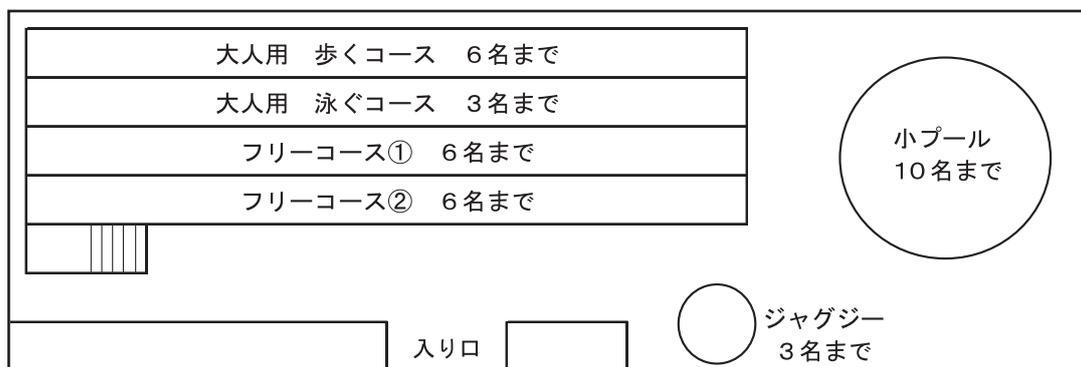
新型コロナウイルス感染症防止のため、プールのご利用について一部制限を
設けています。入場まで時間がかかる可能性もありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防対策を行っています。

- ・プール利用時以外のマスク着用をお願いします。
- ・入退館時にアルコール消毒液での手指消毒を行ってください。
- ・万一の時の入館者把握のため、個票を書きいただいています。
入り口にて氏名、連絡先等のご記入にご協力ください。
- ・マスクを未着用時は、なるべく会話をお控えください。
- ・プールに入らず見守りをされる方はマスクの着用をお願いします。

整理券による入場制限を行っています。

- ・ゆとりーむフロントに個票をお渡しいただき、プールが利用可能な時間を
記入後、整理券をお渡しします。
- ・コースごとにも人数制限をしています。



- ・利用時間は1時間30分までになります。より多くのお客様が利用できるよう、
時間厳守にご協力ください。
- ・次の時間帯は、水中ウォーキング教室の貸し切りといたします。
①火曜日と木曜日（月曜日が祝祭日の場合は水曜日）の13：30から14：30
②木曜日の11：00から11：40
また、火曜日19：30から20：15のプログラムにおいてはフリーコースを貸し切
りいたします。参加者が増えてきた場合は、全面貸し切りにする場合があります。

その他

- ・キャップ、ゴーグルの貸出しは中止しています。
- ・濡れているところは滑りやすくなりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染状況により、制限内容が変わる場合があります。
ご利用前に社会福祉協議会のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

善意の寄附のご紹介

(令和3年3月1日～令和3年3月31日受付まで)

次の方々から社会福祉協議会にご寄附いただきました。ご厚意に感謝いたしますとともに、玉名市の福祉の充実のために大切にに使わせていただきます。
(敬称略・順不同)

【一般寄附】

●玉名市グラウンドゴルフ協会代明支部

………《香典返し》………
次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。
(敬称略・順不同)

- 〈玉名町地区〉
- 土山 祐子 (亡夫宏)
- 徳永朝紀 (亡弟久雄)
- 永野義明 (亡姉義子)
- 上田長寿 (亡父誠也)
- 谷川栄子 (亡夫正義)
- 村田涼子 (亡母戸上トコ)
- 栗原裕子 (亡父耕一)
- 〈築山地区〉
- 高田ミサヲ (亡夫哲)
- 前本いつみ (亡夫寿男)
- 松瀬睦江 (亡夫浩)
- 前村純子 (亡夫国昭)
- 〈滑石地区〉
- 徳山 仁 (亡父和成)
- 坂西尚智 (亡父誠司)
- 前田千春 (亡義母ミチ)
- 〈大浜地区〉
- 高木靖子 (亡夫重之)
- 久田千恵美 (亡夫弘児)
- 木下初喜 (亡弟榮一)
- 〈豊水地区〉
- 川上 緑 (亡夫三生男)
- 〈伊倉地区〉
- 畠田勝子 (亡夫保男)
- 山口三代子 (亡夫繁)
- 〈八嘉地区〉
- 浅野雄介 (亡父鶴男)
- 高田久美子 (亡母太枝)
- 坂本凱子 (亡夫智典)
- 上田政範 (亡母マズエ)
- 高見由紀子 (亡夫健一)
- 植田 深 (亡妻洋子)
- 田代今朝幸 (亡妻和代)
- 〈大野地区〉
- 村上優一 (亡母政子)
- 〈高道地区〉
- 吉富洋一 (亡父成明)
- 本田 堅 (亡母久子)
- 前田初代 (亡夫美代喜)
- 倉本節子 (亡夫忠男)
- 高村 繁 (亡姉村井ユリ子)
- 〈鍋地区〉
- 内濱博美 (亡叔母ツヤ子)
- 前田末子 (亡夫正教)
- 平田一之 (亡母ハル)
- 〈横島地区〉
- 村上和久 (亡母エイ子)
- 〈小天地区〉
- 村上國男 (亡妻スミエ)
- 〈玉名地区〉
- 柿本且也 (亡妻千代子)
- 〈小田地区〉
- 一瀬俊郎 (亡母満子)
- 〈石貫地区〉
- 徳永勝洋 (亡母芳子)
- 齊藤みゆき (亡夫守)
- 〈睦合地区〉

民生委員の日活動強化週間の取り組みについて

5月12日は「民生委員の日」です。これに伴い玉名市内の小学校において登校時のあいさつ運動を実施します。

期間：5月12日～5月18日

内容：登校時のあいさつ運動

※小学校区ごとに取り組み時期が異なります。

民生委員とは

民生委員・児童委員は、担当する地域で暮らしながら地域のみなさんの生活上の困りごとや介護・医療・子育ての不安など相談を受け、必要な支援ができるよう関係機関につないでいます。



民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせるように活動しています。お気軽にご相談ください。

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
 - ◆相談時間 14:00～16:00 (1件30分)
 - ◆場所 玉名市福祉センター
 - ◆申込み 事前予約制 (相談日の前日正午まで)
- 玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080
 ※玉名市に居住する方が対象です。
 ※相談回数は年度内1回のみです。
 ※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。